

令和6年（2024年）9月18日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

地域防災計画の検証に係る提言事項の送付について

令和6年9月9日付、地域防災計画検証特別委員長から中間審査報告書の提出を受け、9月18日の本会議において、同委員長の報告が了承されましたので、報告における提言事項について、下記のとおり送付します。

記

1 地域防災計画（地震災害対策計画編）の改定に関する提言

【第1部 総則】

- (1) 市民の役割及び防災備蓄の基本的方針において、大規模、広範囲の災害では支援が遅れる可能性も踏まえ、家庭における食料、飲料水等の備蓄量の増加を推奨されたい。
- (2) 自主防災組織の役割において、いつ、どのような状況で災害が発生しようとも的確に対応できるような防災協働体制を確立されたい。
- (3) 地区防災計画の重要性について、広く市民に説明し、啓発していくことを明記されたい。

(4) 消防団の業務の大綱において、要援護者の避難支援を盛り込まれたい。

【第2部 災害予防計画】

(5) 都市施設等の防災化の推進において、トンネル及び道路施設（照明灯・案内標識）の安全性の確保を追記されたい。

(6) 都市施設等の防災化の推進において、一時避難地としての街区公園の配置については、現実に即した内容に改められたい。

(7) ライフライン施設の強化において、共同溝の整備促進については、現実に即した内容に改められたい。

(8) 消防団の組織の強化において、災害対応能力の向上に努めることと、地域の自主防災組織との連携の重要性を明示されたい。

(9) 防災訓練等の実施において、市職員のみならず地域住民も備蓄物資や資器材の確認を行うようにされたい。

(10) 帰宅困難者対策を含め、津波が発生した際の行動指針を盛り込まれたい。

(11) 応急救護所の在り方について再検討し、現実に即した内容に改められたい。

(12) 災害医療体制の整備において、時間経過とともに必要とされる医療支援が変化することを踏まえた表記とされたい。

(13) 災害に強い人づくりの推進として、自主防災の重要性についての意識啓発につながる表記を検討されたい。

(14) 応急手当の普及啓発／普及方針において、AEDの使用方法及び心肺蘇生法を普及啓発しつつ、応急手当普及員講習を反復的に受講する必要性を明記されたい。

- (15) 市民が行う防災訓練において、避難所運営訓練を追記されたい。
- (16) 要配慮者対策の推進のうち、横須賀市災害時要援護者支援プランの見直しにおいて、災害対策基本法の改正を踏まえた検討経過を盛り込まれたい。
- (17) 男女共同参画の推進と多様な性の尊重において、LGBTQ+についての文言を明記されたい。

【第3部 災害応急対策計画】

- (18) 災害対策本部で収集する情報と優先度において、テレビ報道だけでなくラジオ、SNS等あらゆる媒体からの情報収集の重要性も加味した表記とされたい。
- (19) 早期の生活再建のため、発災後に実施する生活関連広報の例示として、ボランティアの募集や依頼に関する情報を追記されたい。
- (20) 避難所の運営管理における防犯対策について、注意喚起にとどまらず、性犯罪等を許さない体制づくりを行う旨を明記されたい。
- (21) 救助事象の把握において、覚知方法としてSNSからの情報収集を追記されたい。
- (22) DWA T（災害派遣福祉チーム）の受け入れ態勢や運営について、計画に位置付けることを検討されたい。
- (23) ライフライン施設対策において、LPガス施設の応急対策を追記されたい。

【第4部 復旧・復興計画】

- (24) 災害復興の流れにおいて、復興体制の確立等について時間

の経過とともに踏むべき段階が分かりやすくなるよう記載することを検討されたい。

(25) 災害復興の流れにおいて、住民・事業所等の合意形成がより上位に位置付けられるよう記載することを検討されたい。

(26) 震災復興基本計画の公表や、都市復興方針の周知において、あらゆる媒体で発信する必要があるため、SNSについても追記されたい。

(27) 専門用語など、説明が必要なものについては注意書きを表記するなど、より分かりやすい記載方法を検討されたい。

【第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画】

(28) 災害応急対策を取るべき期間等において、主体が分かりやすい表記を検討されたい。

2 地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づく運用の改善に関する提言

【震災時避難所について】

(1) 震災時避難所となる体育館のトイレ、もしくは体育館を有する学校の校舎のトイレについて、要支援者が使用することを想定し、洋式化だけでなくユニバーサルトイレの整備を進められたい。

(2) 震災時避難所となる体育館について、空調設備の計画的な導入を検討されたい。

(3) ペットの同行・同伴避難について、施設ごとの対応等、詳細な検討を進められたい。また、ガイドラインを作成し市民へ周知・啓発を進められたい。

- (4) 震災時避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。

【福祉避難所について】

- (5) 福祉避難所の指定・公示についての検討や、物資等の整備、社会福祉施設等との協力体制の構築、他県との協働に関する検討等について、適切に進め、進捗について定期的に公表されたい。
- (6) 福祉避難所の開設順序、避難順序等の在り方について、よりよい形になるよう再検討されたい。
- (7) 福祉避難所において、女性専用スペースの設置や巡回警備の配置など、ジェンダー平等、プライバシー確保に配慮された運営ができるよう検討されたい。

【災害医療体制の整備について】

- (8) 地域医療救護所について、地元のクリニックにおいて救護活動を行う運用変更の可能性も含め、改めて有効な在り方についての検討を進められたい。
- (9) 地域医療救護所における医療スタッフの手配について、看護師等の確保に問題はないか改めて検証し、適切な対策をされたい。

【津波浸水域を踏まえた拠点整備等について】

- (10) 地域医療救護所や災害拠点病院、広域応援活動拠点、物資搬送拠点等について、拠点となる施設が津波発生時の浸水想定区域内となる場合があるため、拠点設定の再検討及び津波

被害が発生した場合の代替地を検討されたい。

- (11) 市が管理、運営する施設等の利用者の安全対策について、施設等が津波浸水域にあたる場合があるため、再検討及び代替地を検討されたい。
- (12) 勤務時間外に津波が発生した場合など、市役所本庁舎及び消防局庁舎に参集できない場合の代替施設への参集について検討されたい。
- (13) 公共の空地、施設の有効利用について、津波浸水域に入っている部分の見直し等も含め、より精査されたい。

【その他】

- (14) 避難の原則行動について、今後も市民への周知を進めるとともに、浸透度の調査についても実施を検討されたい。
- (15) 災害廃棄物及び一般廃棄物の仮置場について、適切な位置、規模となるように選定・確保を進め、必要な相互協力体制の充実・強化を図られたい。
- (16) 要配慮者への防災知識の普及において、支援団体との連携を図り、より一層の普及啓発を進められたい。
- (17) 町内会・自治会や、民生委員、福祉団体等と連携し、災害時要援護者の円滑・安全な避難につながるマニュアル等の検討を進められたい。